

社会福祉法人戸出福祉会

小規模多機能型居宅介護 だいが清水館

重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の内容

(1)	営業日		年中無休				
(2)	利用時間	通い	8：00～19：00	宿泊	19：00～8：00	訪問	24時間
(3)	サービス拠点		高岡市清水町3丁目3－58 だいが清水館				
(4)	1日の定員	通い	18名	※それぞれ小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護の定員数を合算したもの。			
		宿泊	9名 ※全個室				
		訪問	定員設定なし				
(5)	管理者		牧野 正裕				
(6)	介護保険指定事業所番号		(1690200272) 平成23年 4月 1日 指定				
(7)	サービス実地地域		高岡市博労・川原地区。高陵・下関地区（拠点より6キロ未満の距離）				

2 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスを柔軟に組み合わせ、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

3 運営の方針

- ①ご本人の思いを真ん中に置くことを基本理念とし、たとえ重度の認知症であっても利用者が利用者らしく在宅で生活を継続することができ、さらには介護者をはじめその人を取り囲む全ての人が安心して生活できるように支援する。
- ②地域密着型の特性を生かして利用者個々の状態を深く知ることによって個性のあるその人にあったサービス提供を行なう。利用者の残存機能を活かし続けられるようサービスを提供する。
- ③介護支援専門員の計画に基づきながら BPSD(周辺症状)の緩和および軽減を図り、介護者の負担を軽減する。
- ④認知症の有無に関わらず分け隔てないサービスを提供する。
- ⑤24時間 365日利用者やその介護者との関わる中でプライバシーに対する配慮を怠らない。
- ⑥できるだけ家族の協力を求め、利用者と家族の関係を絶つようなサービスとならないよう関わる
- ⑦医療的な背景により事業所でのサービス提供が困難とならない限り、最期まで在宅での生活が継続できるよう主治医や医療関係者との適切な連携を行う。

4 職員の体制 (小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護の両サービスに対応)

- ③ 管理者(兼務) 1名 ②介護支援専門員(兼務) 1名
- ③介護職員 常勤換算8名以上 ④看護師(専従) 1名

5 料金について(詳細は別紙「小規模多機能型居宅介護 だいが清水館 利用料金一覧表」参照)

支払い方法

利用料金は、現金又は、指定された金融機関の口座より毎月22日に引き落としをさせていただきます。引落し手数料が110円金融機関にかかります。

6 サービス内容

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。

- ① 食 事 …利用者が調理場で調理を行う際の補助や食事の提供及び食事の介助を行う。
- ②排泄つの介助…排泄の自立について、利用者の状況に応じた適切な援助を行う。
- ③ 入 浴 …更衣動作、身体の清拭、洗身、洗髪の介助など、その他必要な援助を行う。
- ④ 機能訓練 …利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努める。
- ⑤健康チェック…血圧測定等利用者の全身状態の把握を行う
- ⑥ 送 迎 …できる限り利用者の希望に添えるよう努め、自宅と事業所間の送迎を行う。
- ⑦移動、移乗 …転倒や転落のリスクに気を配り、安全な援助を実施する。

(2) 訪問サービス

- ・利用者の自宅に伺い、食事・入浴・排泄つ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する
- ・訪問サービス実施に係り必要な備品及び光熱水費等は利用者負担となる

(3) 宿泊サービス

- ・サービス拠点となる事業所(だいが清水館)に宿泊していただき、食事・入浴・排泄つ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する

7 短期利用居宅介護

- ・利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護(以下「短期利用居宅介護」という。)を提供する。
- ・短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。

8 サービス提供記録の閲覧

午前9時から午後5時までの間、閲覧を希望される場合、利用者個人のサービス提供記録を閲覧できる。(事前にお申し出必要)

9 サービスに提供に係る自己評価及び外部評価

定期的に自己評価及び外部評価を実施し、その内容及び結果に関しては利用者本人及びその家族等に説明・報告を行う。

実施状況 令和7年9月 第三者評価(運営推進会議)
令和6年11月 外部評価機関 株式会社ねこの手 代表取締役 伊藤亜記氏

評価結果の開示状況 だいが清水館内に掲示

10 健康上の理由による中止

(1) 朝の送迎時、風邪や病気の症状が見られた場合、当日のサービスの提供をお断りすることがある。

(2) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合に、サービスの提供を中止することがある。その場合はご家族に連絡の上、適切に対応する。

(3) ご利用中に体調が悪くなった場合もサービスの提供を中止することがある。又、必要に応じて速やかに主治医に連絡をするなど、必要な措置を行う。

（４）感染症が流行すると予想されるとき、利用者への感染防止のために、ご利用を制限させていただくことがある。その時は、事前に事業所よりご連絡する。

１１ サービス利用に当たっての留意事項

小規模多機能型居宅介護の各サービスの提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

１２ 事故発生時の対応

現にサービスの提供を行っている際、利用者の状態が急変した場合及び、突発的な事故が発生した場合、その家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡するなど、必要な措置を行う。

１３ 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

高岡市民病院	所 在 地	高岡市宝町 4－1	電話番号	0766－23－0204
厚生連高岡病院	所 在 地	高岡市永楽町 5 番 10 号	電話番号	0766－21－3930
済生会高岡病院	所 在 地	高岡市二塚 387－1	電話番号	0766－21－0570
光が丘病院	所 在 地	高岡市西藤平蔵 313 番地	電話番号	0766－63－5353

協力歯科医院

浦野歯科医院	所 在 地	高岡市清水町 2－9－7	電話番号	0766－28－3636
--------	-------	--------------	------	--------------

１４ 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受け、下記のとおり運営推進会議を実施する。

構 成 ： 利用者代表、利用者家族代表、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者など

開 催 ： ２ヶ月に１度

会議録 ： 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録の作成

１５ 相談・要望・苦情等の窓口

（１）提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

（２）相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・苦情処理台帳に記載。
- ・苦情についての事実確認を行う。
- ・苦情処理方法を記載し、管理者決裁。
- ・処遇処理について関係者との連携を行う。
- ・苦情処理の改善について利用者に確認を行う。
- ・苦情処理は１日以内に行われることを原則とする。
- ・苦情処理についての成果等を台帳に記録する。

小規模多機能型居宅介護に関する相談・要望・苦情等は下記の機関までお申し出下さい。

相談窓口		
①	小規模多機能型居宅介護 だいが清水館	０ ７ ６ ６－５ ０－８ ２ ５ ０
	苦情受付責任者	だいが清水館 館長
	苦情受付窓口担当者	小規模多機能型居宅介護だいが清水館 管理者

		小規模多機能型居宅介護だいが清水館 介護支援専門員
法人窓口		
②	だいが苑事務所	０ ７ ６ ６－６ ２－０ ０ １ ０
行政機関・その他受付け機関		
③	高岡市高齢介護課	０ ７ ６ ６－２ ０－１ ３ ６ ５
④	富山県国民健康保険団体連合会	０ ７ ６－４ ３ １－９ ８ ２ ７
⑤	富山県福祉サービス運営適正化委員会	０ ７ ６－４ ３ ２－３ ２ ８ ０

１６ 非常災害対策

（１）小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の非難等適切な処置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

（２）非常災害に備え、年２回以上の避難訓練を行います。

１７ 業務継続計画の策定等について

（１）事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」といいます）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２）事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練定期的に実施します。（研修及び訓練は年２回以上、研修に関しては採用時にも実施）

（３）事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１８ 虐待防止について

（１）事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（２）虐待防止に関する担当者を選定しています。

担当者： 館長 牧野 正裕

（３）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

（４）虐待防止のための指針の整備をしています。

（５）従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

（６）サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１９ 身体的拘束等について

（１）事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

(2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

（3）一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

2 0 ハラスメント対策について

利用者又は家族等が従業者又は他の利用者に対し下記のハラスメントをなし、事業者が利用者又はその家族等へ啓発・再発防止を働きかけたにもかかわらず、改善の見込みがなく、相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される場合又は適切なサービスを提供できない場合は、事業者は直ちにこの契約を解約することができます。

カスタマーハラスメントやセクシャルハラスメント等の分類と具体例

分類	内容	ハラスメントの具体例・事例
身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為	物を投げつける。叩く。唾を吐く。服を引っ張る。土下座をさせる。（回避したため危害を免れた場合を含む）
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	大声を発する。怒鳴る。「何の役にも立たない」等個人を否定するような言動をする。威圧的な態度で文句を言い続ける。「この程度できて当然」と理不尽な要求をする。ご家族等がご利用者の理不尽な発言を一方的にうのみにし、否定的な言葉や態度をとる。
性的嫌がらせ	意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為	必要もなく身体（腕や足）をさわる。胸、お尻などをさり気なくさわる。抱きしめる。ヌード写真や動画を見せる。わいせつ行為や盗撮をする。プライベートな予定を聞く。
著しく威圧的な行為	ご利用者（ご家族等）からの業務に支障を及ぼす著しい迷惑行為	電話や面談等で長時間拘束する。頻繁に来所しクレームを言う。休日時間外への対応の強要をする。 ケアマネの業務外の強要（すぐに来い、買い物をして来い、金を貸せ等）をする。同じ質問を繰り返し、対応のミスが出たところを責める。脅迫的・反社会的な言動をする。優位な立場にいることを利用した暴言、特別扱いをさせる。

2 1 個人情報の取扱について

法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適性かつ適切な取扱に努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

- 個人情報相談窓口 … 小規模多機能型居宅介護 だいが清水館 介護支援専門員
- 個人情報統括責任者 … だいが清水館 館長
- 個人情報統括文書管理者 … だいが清水館 館長
- 個人情報管理責任者 … 小規模多機能型居宅介護 だいが清水館 管理者
- 個人情報管理者 … 小規模多機能型居宅介護 だいが清水館 介護支援専門員
- 個人情報文書管理者 … 小規模多機能型居宅介護 だいが清水館 介護支援専門員

以上、小規模多機能型居宅介護だいが清水館のサービス提供開始に際し、本書面にに基づき、重要事項の説明をおこないました。

小規模多機能型居宅介護 だいが清水館

職 名 介護支援専門員

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護だいが清水館のサービス提供開始に同意しました。

年 月 日

契約者 (利用者本人)

住 所

氏 名 印

身元引受人及び連帯保証人 (兼ねる場合)

住 所

氏 名 印

続 柄

連帯保証人 (身元引受人と兼ねない場合)

住 所

氏 名 印

続 柄

別紙

小規模多機能型居宅介護 だいが清水館
利用料金一覧表(同一建物以外)
(令和6年6月1日現在)

※下段の太字が自己負担額になります。②初期加算以外はいずれも月定額です。利用頻度・時間数等によっての変化はありません。

※介護保険からの給付額に変更のあった場合、その内容に合わせてご契約者の負担額を変更します。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
①	小規模多機能型居宅介護費		104,580	153,700	223,590	246,770	272,090
		1割	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
		2割	20,916	30,740	44,718	49,354	54,418
		3割	31,374	46,110	67,077	74,031	81,627
②	初期加算		300				
		1割	30				
		2割	60				
		3割	90				
③	認知症加算(Ⅲ)		7,600				
		1割	760				
		2割	1,520				
	認知症加算(Ⅳ)	3割	2,280				
			4,600				
		1割	460				
④	総合マネジメント体制強化加算	2割	920				
		3割	1,380				
			12,000				
		1割	1,200				
⑤	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	2割	2,400				
		3割	3,600				
			7,500				
		1割	750				
⑥	科学的介護推進体制加算	2割	1,500				
		3割	2,250				
			400				
		1割	40				
⑦	看護職員配置加算(Ⅰ)	2割	80				
		3割	120				
			9,000				
		1割	900				
⑧	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2割	1,800				
		3割	2,700				
			(基本単位+各加算) × 0.149				
合計		15,365	20,719	26,799	31,412	34,322	1割負担の方(③が含まれていない場合)

介護保険の給付対象外の料金

- ・食事料金

・宿泊料金(光熱水費を含む)

・紙おむつ・紙パンツ・パッド代

…

朝食：450円、昼食：700円、夕食：600円

宿泊1日につき2, 500円

紙おむつ(1枚使用につき、M：80円、L：90円)

紙パンツ(1枚使用につき、M～L：65円、L～LL：70円)

スリムパット(1枚使用につき、16円)

普通パット(1枚使用につき、22円)

ワイドパット(1枚使用につき、24円)

パットビック(1枚使用につき、35円)
- ・食事キャンセル料

・無断での中止

・介護保険給付支給額上限超過

・理容サービス代金

・その他

…

事業所において食事の発注は行ったが、体調不良等の理由により利用しなかった場合(昼食準備前の帰宅も含む)、キャンセル料をいただきます。

事業所への連絡がなく利用をキャンセルした場合には、利用予定の食事代金相当額を負担していただきます。

介護保険の給付の範囲を超えたサービスについては全額自己負担(10割)となります。

理容サービスを利用された場合は実費を負担していただきます。

利用にあたり発生した個別の費用を実費負担していただきます。

(例：連絡ノートを入れるクリアケース代(110円)など)

別紙

小規模多機能型居宅介護 だいが清水館
利用料金一覧表(同一建物)
(令和6年6月1日現在)

※下段の太字が自己負担額になります。②初期加算以外はいずれも月定額です。利用頻度・時間数等によっての変化はありません。

※介護保険からの給付額に変更のあった場合、その内容に合わせてご契約者の負担額を変更します。

		要介護 1					要介護 2					要介護 3					要介護 4					要介護 5					備考						
①	小規模多機能型居宅介護費			94,230					138,490					201,440					222,330					245,160					同一建物に居住する者に対してのサービス費用				
		1割		9,423					13,849					20,144					22,233					24,516									
		2割		18,846					27,698					40,288					44,466					49,032									
		3割		28,269					41,547					60,432					66,699					73,548									
②	初期加算								300																				1日につき加算される登録日より30日				
		1割							30																								
		2割							60																								
		3割							90																								
③	認知症加算(Ⅲ)								7,600																				介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)に加算される				
		1割							760																								
		2割							1,520																								
	認知症加算(Ⅳ)	3割							2,280																								
			1割							4,600																				要介護2に該当し、周囲の物による注意を必要とする認知症利用者(認知症日常生活自立度Ⅱ)に加算される			
			2割							460																							
3割								920																									
④	総合マネジメント体制強化加算								12,000																				個別サービス計画を多職種協働により随時見直ししている場合に加算される				
		1割							1,200																								
		2割							2,400																								
		3割							3,600																								
⑤	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)								7,500																				介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%以上の場合に加算される				
		1割							750																								
		2割							1,500																								
		3割							2,250																								
⑥	科学的介護推進体制加算								400																				①利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。 ②上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合。				
		1割							40																								
		2割							80																								
		3割							120																								
⑦	看護職員配置加算(Ⅰ)								9,000																				看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している場合				
		1割							900																								
		2割							1,800																								
		3割							2,700																								
⑧	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)																												利用した介護保険サービスの利用単位数(①～⑦)を合算したものに0.149(14.9%)を掛けたものを算定				
合計				14,176					18,971					24,254					28,604					31,227					1割負担の方(③が含まれていない場合)				

介護保険の給付対象外の料金

- ・食事料金

・宿泊料金(光熱水費を含む)

・紙おむつ・紙パンツ・パッド代

…

朝食：450円、昼食：700円、夕食：600円

計1, 750円

宿泊1日につき2, 500円

紙おむつ(1枚使用につき、M：80円、L：90円)

紙パンツ(1枚使用につき、M～L：65円、L～LL：70円)

スリムパット(1枚使用につき、16円)

普通パット(1枚使用につき、22円)

ワイドパット(1枚使用につき、24円)

パットビック(1枚使用につき、35円)
- ・食事キャンセル料

・無断での中止

・介護保険給付支給額上限超過

・理容サービス代金

・その他

…

事業所において食事の発注は行ったが、体調不良等の理由により利用しなかった場合(昼食準備前の帰宅も含む)、キャンセル料をいただきます。

事業所への連絡がなく利用をキャンセルした場合には、利用予定の食事代金相当額を負担していただきます。

介護保険の給付の範囲を超えたサービスについては全額自己負担(10割)となります。

理容サービスを利用された場合は実費を負担していただきます。

利用にあたり発生した個別の費用を実費負担していただきます。

(例：連絡ノートを入れるクリアケース代(110円)など)

別紙

介護予防 小規模多機能型居宅介護 だいが清水館
利用料金一覧表（同一建物以外）
（令和6年6月1日現在）

※下段の太字が自己負担額になります。初期加算以外はいずれも月定額です。利用頻度・時間数等によつての変化はありません。
※介護保険からの給付額に変更のあつた場合、その内容に合わせてご契約者の負担額を変更します。

			要支援 1	要支援 2	備考
①	介護予防 小規模多機能型居宅介護費		34,500	69,720	同一建物に居住する者以外の者に対するサービス費用
		1割	3,450	6,972	
		2割	6,900	13,944	
		3割	10,350	20,916	
②	初期加算		300		1日につき加算される
		1割	30		
		2割	60		
		3割	90		
③	総合マネジメント体制強化加算		12,000		個別サービス計画を多職種協働により随時見直ししている場合に加算される
		1割	1,200		
		2割	2,400		
		3割	3,600		
④	科学的介護推進体制加算		400		①利用者ごとの、ＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。 ②上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合。
		1割	40		
		2割	80		
		3割	120		
⑤	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		7,500		介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70％以上の場合に加算される
		1割	750		
		2割	1500		
		3割	2250		
⑥	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		（基本単位＋各加算） × 0. 1 4 9		利用した介護保険サービスの利用単位数（①～⑤）を合算したものに0. 149（14.9％）を掛けたものを算定

介護保険の給付対象外の料金

- 食事料金 … 朝食：450円、昼食：700円、夕食：600円
- 宿泊料金（光熱水費を含む） … 宿泊1日につき2,500円
- 紙おむつ・紙パンツ・パッド代 … 紙おむつ（1枚使用につき、M：80円、L：90円）
紙パンツ（1枚使用につき、M～L：65円、L～LL：70円）
スリムパット（1枚使用につき、16円）
普通パット（1枚使用につき、22円）
ワイドパット（1枚使用につき、24円）
パットビック（1枚使用につき、35円）
- 食事キャンセル料 … 事業所において食事の準備は行つたが、体調不良等の理由により、利用者が帰宅した場合、食事キャンセル料をいただきます
- 無断での中止 … 事業所への連絡がなく利用をキャンセルし、欠食が間に合わなかった場合には、食事料金を負担していただきます。
- 介護保険給付支給額上限超過 … 介護保険の給付の範囲を超えたサービスについては全額自己負担（10割）となります。
- 理容サービス代金 … 理容サービスを利用された場合は実費を負担していただきます
- その他 … 利用にあたり発生した個別の費用を実費負担していただきます（例：連絡ノートを入れるクリアケース代（110円）など）

別紙

介護予防 小規模多機能型居宅介護 だいが清水館
利用料金一覧表（同一建物）
（令和6年6月1日現在）

※下段の太字が自己負担額になります。初期加算以外はいずれも月定額です。利用頻度・時間数等によつての変化はありません。
※介護保険からの給付額に変更のあつた場合、その内容に合わせてご契約者の負担額を変更します。

			要支援 1	要支援 2	備考
①	介護予防 小規模多機能型居宅介護費		31,900	62,810	同一建物に居住する者に対するサービス費用
		1割	3,190	6,281	
		2割	6,380	12,562	
		3割	9,570	18,843	
②	初期加算		300	300	1日につき加算される
		1割	30	30	
		2割	60	60	
		3割	90	90	
③	総合マネジメント体制強化加算		12,000		個別サービス計画を多職種協働により随時見直ししている場合に加算される
		1割	1,200		
		2割	2,400		
		3割	3,600		
④	科学的介護推進体制加算		400		①利用者ごとの、ＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。 ②上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合。
		1割	40		
		2割	80		
		3割	120		
⑤	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		7,500		介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70％以上の場合に加算される
		1割	750		
		2割	1500		
		3割	2250		
⑥	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		（基本単位＋各加算） × 0. 1 4 9		利用した介護保険サービスの利用単位数（①～⑤）を合算したものに0. 149（14.9％）を掛けたものを算定

介護保険の給付対象外の料金

- 食事料金 … 朝食：450円、昼食：700円、夕食：600円
- 宿泊料金（光熱水費を含む） … 宿泊1日につき2,500円
- 紙おむつ・紙パンツ・パッド代 … 紙おむつ（1枚使用につき、M：80円、L：90円）
紙パンツ（1枚使用につき、M～L：65円、L～LL：70円）
スリムパット（1枚使用につき、16円）
普通パット（1枚使用につき、22円）
ワイドパット（1枚使用につき、24円）
パットビック（1枚使用につき、35円）
- 食事キャンセル料 … 事業所において食事の準備は行つたが、体調不良等の理由により、利用者が帰宅した場合、食事キャンセル料をいただきます
- 無断での中止 … 事業所への連絡がなく利用をキャンセルし、欠食が間に合わなかった場合には、食事料金を負担していただきます。
- 介護保険給付支給額上限超過 … 介護保険の給付の範囲を超えたサービスについては全額自己負担（10割）となります。
- 理容サービス代金 … 理容サービスを利用された場合は実費を負担していただきます
- その他 … 利用にあたり発生した個別の費用を実費負担していただきます（例：連絡ノートを入れるクリアケース代（110円）など）

